

【委員会記録－平成30年2月23日－20180223－05－議員定数等検討委員会】

開催日 平成30年2月23日（金）  
開催場所 議会中会議室  
開催時間 9時30分～9時37分  
出席議員 梅沢委員長、山口（ゆ）副委員長  
竹内、長田、八木、柳下、松崎、作山、藤井（深）、とうま、井坂の各委員

1 開会

2 議事

次の議題について協議した。

議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する協議について

**（梅沢委員長）**

ただ今から、議員定数等検討委員会を開会いたします。

前回、2月2日の当検討委員会において、選挙区及び選挙区ごとの定数の見直しについて資料を提示し、南足柄市選挙区の合区先などについては、次回協議することとしたところであります。

それでは、南足柄市選挙区の合区先について、各会派のご意見はいかがでしょうか。

**（長田委員）**

自民党でございます。

今回、人口変動によって一つの選挙区が公職選挙法の規定によって強制的に合区しなければならないという事態になりました。該当する選挙区から選出されている議員が所属する我が会派としましては、今回の件は非常に辛い現実であり、苦渋の選択を迫られたという印象はございます。

そうした中で、南足柄市選挙区を隣接するどの選挙区と合区させるべきかについて検討して参りました。

その結果、これまでの歴史的な経緯、つまり南足柄市はかつて足柄上郡の一部であったという経緯。それから、地勢的に見ましても、道路、鉄道等の交通の面、地域住民の皆様の生活面、あるいは、先日まで続いておりました小田原市と南足柄市の合併協議が破談したという事情、そうしたことを総合的に勘案いたしまして、私どもとしては、南足柄市選挙区の合区先は足柄上選挙区が妥当であろうとの結論に至りましたので、報告します。

**（松崎委員）**

民進党は、南足柄市選挙区を足柄上選挙区と合区するべきと考えます。

理由を以下申し述べます。

まず、住民の皆様の生活、それから歴史的な事実といたしまして南足柄市は、昭和47年4月に足柄上郡南足柄町から市制を施行しているということ。

さらには、県の出先機関につきましても、足柄上郡と南足柄市を所管域とする松田警

察署。また、小田原保健福祉事務所足柄上センターの存在がございました。

さらには、広域行政として、足柄上衛生組合がございまして、し尿処理、休日急患診療、また、介護認定審査事務を行っているという事実がございました。

さらには、小田原市との合併の動向を考えあわせますと、南足柄市選挙区は、足柄上選挙区と合区すべきという結論に至りましたので、ご報告いたします。

#### **(藤井委員)**

公明党としましても団で議論させていただきました。

前回提示していただきました公職選挙法第15条にありますとおり、行政区画、衆議院小選挙区選出議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないということで、勘案したところ、南足柄市は足柄上郡と一緒にすべきという結論になりました。

#### **(とうま委員)**

県政会も検討させていただきました。選挙区を変えるということは、議員だけの問題ではなくて、投票してくださる有権者の問題を考えますと、足柄上に元々南足柄市が入っていたという歴史的経緯や他の広域連携などをみますと、一番抵抗がないというか合区しても違和感のないのは足柄上なのかなと考えております。

#### **(井坂委員)**

共産党も検討させていただきました。

住民の方の生活の状況ですとか、南足柄市と小田原市の合併がなくなるという状況を考えると、足柄上と一緒にするのがいいのではないかとこの結論になりました。

#### **(梅沢委員長)**

お聞きのように、合区先についての意見に相違はございません。

選挙区ごとの定数は、合区先に応じて決まりますので、まず、南足柄市選挙区の合区先は「足柄上」とし、合区後の定数を1とした上で、川崎市高津区選挙区を定数2から1増して3に、川崎市川崎区選挙区を定数2から1増して3に、横浜市港南区選挙区を定数3から1減して2にすることにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

#### **(梅沢委員長)**

ご異議がないと認め、そのように決しました。

なお、合区並びに定数の変更は、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」を改正して行うこととなりますので、本委員会に先立ち協議を行った議会改革検討会議では、周知期間については「選挙区の変更は、有権者や市町村に大きな影響を与えることを踏まえ、選挙区の変更を行う場合にあっては、1年程度の周知期間を設ける必要があると考える」とされているところであります。

次回一般選挙に1年の周知期間を確保するには、平成30年3月末までに条例改正を行うことが必要でありますので、改正条例案は今定例会中に提案するというご承願いたします。

本委員会で決定すべき、議員の定数、選挙区、各選挙区において選挙すべき議員の数

について、委員の間での合意が得られたところではありますが、これらはいずれも、重要な事柄でございますので、委員が割り振られていない少数会派からも意見を聴取しておくことが適当であろうと考えております。

そこで、これらのことについて、本委員会設置要綱第8条の規定に基づき、少数会派の意見を文書により聴取することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

**(梅沢委員長)**

ご異議がないと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、次回、本委員会の報告書につきまして、正副委員長案をご用意したいと考えておりますので、各委員におかれましてはご承知おきいただきたいと思います。

本日予定していた協議事項は以上でございます。

続いて、次回の開催日程であります。正副委員長にご一任願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

**(梅沢委員長)**

それでは、正副委員長において開催日程を決定次第、各委員へご連絡申し上げます。

これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

まことにご苦労様でした。

以 上